

平成16年 22

東京学芸大学広報委員会規程及び東京学芸大学広報委員会専門委員会要項の制定

承認経過

平成16年7月7日 教育研究評議会 承認

東京学芸大学広報委員会規程及び東京学芸大学広報委員会専門委員会要項を次のように制定する。

平成16年7月8日

東京学芸大学長
鷺山恭彦

平成16年規程第51号

東京学芸大学広報委員会規程

(設置)

第1条 東京学芸大学に東京学芸大学広報委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学内外への広報活動の基本方針に関する事項
- (2) 戦略的広報活動の推進に関する事項
- (3) その他広報活動に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 各学系の教授会構成員のうちから当該学系長が推薦した者 各1名
- (3) 附属学校運営参事 1名
- (4) 事務局長
- (5) その他学長が指名する者 若干名

(任期)

第4条 前条第2号、第3号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員の互選により定める。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 3 委員長は委員会を招集し、議長となる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 議決を要する事項については出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことがで

きる。

(専門委員会)

第 8 条 委員会に専門的事項を審議するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部企画課が処理する。

(補則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この規程は、平成 16 年 7 月 8 日から施行する。

2 この規程施行後最初の第 3 条第 2 号、第 3 号及び第 5 号の委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日までとする。

東京学芸大学広報委員会専門委員会要項

(設置)

第1条 東京学芸大学広報委員会規程(以下「委員会規程」という。)第8条の規定に基づき、次に掲げる専門委員会を置く。

- (1) 広報企画専門委員会
- (2) 広報・ホームページ専門委員会

(任務)

第2条 広報企画専門委員会は、次に掲げる事項を企画し、実施する。

- (1) 大学説明会に関する事項
- (2) 外部資金獲得、就職支援等の広報に関する事項
- (3) その他広報企画に関し、広報委員会委員長が指示する事項

2 広報・ホームページ専門委員会は、次に掲げる事項を企画し、実施する。

- (1) ホームページの制作、維持及び管理に関する事項
- (2) 広報誌の編集及び発行に関する具体的事項
- (3) その他広報誌及びホームページに関し、広報委員会委員長が指示する事項

(組織)

第3条 専門委員会は、次に掲げる広報委員会委員長が指名する者をもって組織する。

- (1) 広報委員会委員 若干名
- (2) その他広報委員会委員以外の者 若干名

(任期等)

第4条 前条第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 各専門委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、専門委員会を招集し、議長となる。

(会議)

第6条 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 専門委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(共通関連事項)

第8条 第2条に規定する事項のうち、各専門委員会に共通して関連する事項については、専門委員会が合同して企画し、実施するものとする。

(報告)

第9条 委員長は、専門委員会において検討した事項を広報委員会に報告するものとする。

(庶務)

第10条 専門委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部企画課が処理する。

(補則)

第 1 1 条 この要項に定めるもののほか，専門委員会の運営に関し必要な事項は，
広報委員会が定める。

附 則

- 1 この要項は，平成 16 年 7 月 8 日から施行する。
- 2 この要項施行後最初の第 3 条第 2 号の委員の任期は，第 4 条の規定にかかわらず，平成 18 年 3 月 31 日までとする。